

平成30年

第4回柳泉園組合議会定例会会議録

平成30年12月3日開会

柳泉園組合議会

平成30年第4回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	1
○関係者の出席	1
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・会期の決定	2
・会議録署名議員の指名	4
・諸般の報告	4
・行政報告	4
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 1
・議案第9号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 4
・報告第2号（上程、説明、質疑）	4 4
・廃棄物等処理問題特別委員会付託の件	4 4
・陳情第6号（上程、委員会付託）	4 5
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	4 5
○閉 会	4 7

平成30年第4回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成30年12月3日 開会

議事日程

1. 会期の決定
2. 会議録署名議員の指名
3. 諸般の報告
4. 行政報告
5. 議案第8号 平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算(第1号)
6. 議案第9号 平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定
7. 報告第2号 継続費精算報告書について

追加1. 廃棄物等処理問題特別委員会付託の件

陳情第6号 クリーンポート長期包括運営管理事業について、大規模改修の必要性、調査確認をどのように行ったのか、工事内容に基づく工事代金の予算立てを明らかにすることを求める陳情

(廃棄物等処理問題特別委員会 開催)

追加2. 廃棄物等処理問題特別委員会報告

1 出席議員

1番 小山 實	2番 佐藤 一郎
3番 村山 順次郎	4番 後藤 ゆう子
5番 田中 のりあき	6番 たきしま 喜重
7番 深沢 まさ子	8番 小西 みか
9番 友野 ひろ子	

2 関係者の出席

管理者	並木 克巳
副管理者	渋谷 金太郎
副管理者	丸山 浩一

助 役	鹿 島 宗 男
会計管理者	渋谷 千 春
監査委員	安 藤 純 一
東久留米市環境安全部長	下 川 尚 孝
西東京市みどり環境部長	萱 野 洋

3 事務局・書記の出席

総務課長	横 山 雄 一
施設管理課長	山 田 邦 彦
技術課長	佐 藤 元 昭
資源推進課長	濱 野 和 也
書記	濱 田 伸 陽
書記	本 間 尚 介
書記	川 原 龍太郎
書記	田 中 佐 知

午前10時00分 開会

○議長（田中のりあき） おはようございます。本日は、平成30年第4回柳泉園組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席をいただき、まことにありがとうございます。

定足数に達しておりますので、ただいまより平成30年第4回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者を初め関係者の出席を求めています。

○議長（田中のりあき） 「日程第1、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、11月14日及び本日、代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員でございます佐藤一郎議員に報告を求めます。

○2番（佐藤一郎） 去る11月14日及び本日、代表者会議が開催され、平成30年第4回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告申し上げます。

平成30年第4回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、12月3日、本日1日

限りいたします。

また、本日の日程としましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第3、諸般の報告」は、書面配付をもって報告いたします。

次に、「日程第4、行政報告」を行い、報告の終了後に質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第5、議案第8号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）」を上程し、採決をいたします。

次に、「日程第6、議案第9号、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を上程し、採決をいたします。

次に、「日程第7、報告第2号、継続費精算報告書について」の報告を求め、質疑をお受けいたします。

なお、陳情を1件受理いたしましたので、廃棄物等処理問題特別委員会に付託するため、追加日程を上程いたします。

「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件」を上程し、陳情第6号を付託いたします。

その後、定例会を暫時休憩し、その休憩中に廃棄物等処理問題特別委員会を開催し、陳情を審査いたします。

陳情審査終了後、本会議を再開して、「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を委員長より報告していただき、その後、討論、採決を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第4回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（田中のりあき） 報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員御報告のとおり本日1日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のとおりとすることと決しました。

○議長（田中のりあき） 「日程第2、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第2番、佐藤一郎議員、第3番、村山順次郎議員のお二方をお願いをいたしたいと思っております。

○議長（田中のりあき） 「日程第3、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） ただいま議長のお許しをいただきましたので、本日、平成30年柳泉園組合議会第4回定例会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

各市ともそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれましては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、行政報告の中で、8月から10月までの主な事務事業について御報告申し上げさせていただきます。

また、御案内のとおり、平成30年度補正予算及び平成29年度決算の認定について、2件の議案並びに1件の報告を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、第4回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（田中のりあき） 続きまして、「日程第4、行政報告」を行います。

○助役（鹿島宗男） それでは、行政報告をさせていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成30年8月から10月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1、庶務について、（1）事務の状況でございますが、8月10日に関係市で構成する

事務連絡協議会、13日に管理者会議を開催し、平成30年第3回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議をいたしました。

（2）訴訟の状況でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約における住民訴訟事件の第8回口頭弁論が9月21日に行われました。

今回の口頭弁論では、裁判長より、原告が提出した準備書面について説明がなされました。また、原告は、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の仮契約書について、違法、無効の事由があると追加主張を述べました。このことにより、原告が主張する契約の違法、無効事由としては7点が挙げられ、第9回口頭弁論においてその契約の違法、無効事由に対して、被告が反論することとなりました。

そして、第9回口頭弁論が11月21日に行われ、裁判長より、原告が主張する契約の違法、無効事由に対し、被告が提出した反論による準備書面について説明がなされました。

なお、次回口頭弁論は、平成31年1月25日に行われます。

続きまして、2、見学者についてでございますが、今期は21件、1,080人の見学者がございました。このうち、小学校の社会科見学が14件、1,008名でございます。

次に、2ページ、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、4、ごみ処理手数料の収入状況でございますが、表3に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、5、監査についてでございますが、両監査委員において、10月1日、2日及び9日に平成29年度決算審査が行われました。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は3件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては、行政報告資料に記載してございます。

続きまして、3ページのごみ処理施設関係でございます。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万7,677トンで、これは昨年同期と比較しまして533トン、2.9%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみは4ページの表4-2のとおり1万5,767トンで、昨年同期と比較いたしまして350トン、2.2%の減少、不燃ごみは表4-3のとおり1,753トンで、昨年同期と比較いたしまして188トン、9.7%の減少、粗大ごみは5ページの表4-4のとおり157トンで、昨年同期と比較しまして5トン、3.3%の増加

となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4までに記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございますが、1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思います。

続きまして、7ページ、表5-3につきましては、動物死体の搬入量でございます。

続きまして、8ページ、表6は、缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,330トンで、昨年同期と比較いたしまして20トン、1.5%の減少となっております。

続きまして、9ページ、2、施設の稼働状況でございます。

まず、柳泉園クリーンポートの状況でございますが、8月に1号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。9月に1号炉及び2号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定の実施、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類の測定を実施しております。

10月には1号炉のボイラ設備及び焼却炉本体設備、各炉共通設備であるクレーン、発電設備及び純水設備等並びに汚水処理設備等の定期点検整備補修を実施しております。また、2号炉及び3号炉の排ガス中のばい煙測定並びに下水道放流水測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果につきましては、12ページの表12-1から13ページの表12-3までに記載してございます。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は1万7,330トンで、昨年同期と比較いたしますと492トン、2.8%の減少となっております。

表8から11ページの表11までは、ばい煙、ダイオキシン類連続測定器による水銀濃度及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれの排出、排除基準、また自己規制値に適合いたしております。

続きまして、14ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。8月27日午

後4時20分ごろ、不燃・粗大ごみ処理施設内で、搬入された不燃ごみの中に混入したりチウム電池等に衝撃が加わったことにより発火し、不燃ごみ中のビニール等に引火したと推測される小規模な火災が発生いたしました。消防署や警察署の検証では原因究明には至らず、建物ボヤ火災によるごみが若干損傷したという検証結果となりました。

今回の火災により、建屋、設備機器類等への延焼、損傷箇所及び人災はなく、当日中に施設運転を再開することができました。

また、7月より引き続き、定期点検整備補修を実施してきました。9月にはバグフィルター清掃を実施し、7月より引き続き実施していた定期点検整備補修が完了いたしました。その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表13の粗大ごみ処理施設の処理状況でございますが、不燃・粗大ごみの処理量は1,910トンで、昨年同期と比較しまして183トン、8.7%の減少となっております。

続きまして、15ページ、(3)リサイクルセンターでございますが、7月から実施しているびん系列補修が10月に完了し、その後、施設は順調に稼動しております。

次に、表14、リサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,330トンで、昨年同期と比較いたしまして20トン、1.5%の減少となっております。

続きまして、3、最終処分場についてでございますが、引き続き、焼却残渣は東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しております。今期は1,711トンで、昨年同期と比較しますと167トン、8.9%の減少となっております。搬出状況は表15に記載のとおりでございます。

続きまして、16ページ、4、不燃物再利用状況についてでございますが、不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラスにつきましては、埋め立て処分をせずに、ガス化溶融による燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表16に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページ、し尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は200キロリットルで、昨年同期と比較いたしまして4キロリットル、2%の減少となっております。表17-1から表17-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、18ページ、2、施設の稼動状況でございますが、今期は9月に脱臭塔活性炭交換及び定期点検整備補修を実施しております。10月に、9月から実施している定期点検整備補修が完了し、またポンプ関係点検整備補修を実施し、施設は順調に稼動しております。

次に、表18、し尿処理施設における下水道放流水測定結果でございますが、それぞれ排除基準に適合してございます。

続きまして、20ページ、施設管理関係1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は14.9%、テニスコートは4.3%、会議室は84.7%、室内プールは1.5%、トレーニング室は8.8%、それぞれ利用者が増加しており、浴場施設は7.9%減少しております。各施設の利用状況につきましては、表19-1から21ページの表19-3までに記載のとおりでございます。

なお、20ページの表19-2につきましては、平成30年第3回定例会において議員より御要望がございました会議室の利用状況の詳細内訳を今回、追加記載しております。また、各施設の使用料の収入状況につきましては、21ページの表20に記載のとおりでございます。

続きまして、22ページ、(3)施設の管理状況でございますが、10月10日から25日までの16日間、クリーンポート定期点検整備補修に伴い臨時休業をしております。室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21、表22に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、水質基準に適合してございます。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（田中のりあき） 以上で行政報告が終わりました。

これより行政報告に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いをいたします。

○3番（村山順次郎） 3点、お聞きをしたいと思います。

長期包括に関する質問は決算の議案のほうでまとめて質問をしたいと思いますので、そのように御理解いただければと思います。

1点目ですが、10月19日に山梨県笛吹市にございます甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合の甲府・峡東クリーンセンターに行ってまいりました。手配いただきました事務局の皆様にお礼を申し上げるとともに、受け入れていただきました当該団体についても、この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

それで、行ってみますと、私の感想ですけれども、ガス化溶融炉を使っていて、一般廃棄物、各御家庭から出る廃棄物、可燃物についてもガス化溶融炉を使っているということは、そういうこともあるのかという意味での新鮮な驚きがありました。隣接地には最終処分地、埋立地もございまして、参考になる部分と参考にならない部分と感じているところ

であります。また、オープンしたばかりということもあるかと思いますが、焼却施設と一体的になったリサイクルセンターが備わっていて、素晴らしい施設だなと感じたところがあります。

それで、お聞きしたいのは、一方で、多摩の地域においてガス化溶融炉を一般廃棄物の処理施設として使うというのは現状としてはなかなか想定しづらいというのが率直な感想であります。管理者も視察に行かれておりますので、私はそう思いましたけれども、感想というところで結構ですので、受けとめをお聞きをしたいと思えます。

2点目は、これは繰り返し質問しているところですが、防災に関してということでお聞きをしております。私は厚生施設について、畳のある大きな部屋もございますし、お風呂もある施設でございますので、ここを避難所等に活用できないか、もちろん課題はございますけれども、そういう提案もさせていただいております。平成27年になりますけれども、その段階での答弁では、関係3市のうちの東久留米市以外の2市は、柳泉園組合の厚生施設を防災対策の点で活用する予定はないという考えが一定示されていて、それ以降、東久留米市の担当部局と話し合いを進めてこられたという答弁がこの2年間続いているという状況であります。直近のところ、今年度においても話し合いされていると認識しておりますが、進捗があればお聞きをしたいと思えます。

防災に関連して2点目なんですけど、例規集が手元にございまして、柳泉園組合厚生施設条例という条例があって、そこに別表2という表があって、その備考欄の9に「前項に掲げるものを除き、次に掲げる区分に応じ、それぞれの使用料の額を減額または免除することができる」という規定があって、その9の(5)に「その他管理者が特別の事由があると認めるときは、使用料の一部の額又は全額を免除することができる」という規定がございます。

私、1年前の定例会で、罹災証明等を持っている災害に遭われた方、被災者、避難されている方、そういう方が仮に柳泉園組合の厚生施設を使用したいという申し出があった場合に、その使用料について一部または全額を免除する、どういう状況が想定できるかはさまざまでしょうけれども、人道的な見地からそういう支援、そういう協力というのは私はあっていいのかなと思えます。本市、東久留米市から少し離れたところで直下型地震が起こった場合や、かつては東京都の離島でさまざまな全島避難等あって、避難をされてきた方が組合の近くに避難をされている、そういう事例もございました。さまざまな災害があってさまざまな避難をされている方があってということだと思えますが、この災害等が

起こった際、避難されている方に今引用した規定を使ってお風呂を利用してもらう、減額または免除して利用してもらうということは管理者の判断があればできるという理解を私はいたしますが、そういう理解でよろしいかということでお聞きをします。

3点目は、10月22日の報道、引用しますのは産経新聞ですが、公立昭和病院の空調補修整備などに関する業務委託で落札に参考になる価格を漏洩し、不正に受注調整したとして、警視庁は10月22日に官製談合防止法違反などの疑いで公立昭和病院企業団事務局の施設担当課長を逮捕したと、そういう報道でございます。あわせて、談合側の業者2社、2名をそれぞれ逮捕していて、報道によればお三方は間違いありませんと容疑を認めているという報道であります。病院内の空調設備メンテナンスに係る業務委託の指名競争入札で予定価格の算定基礎となる金額を教えるなどし、設備工事会社に約7,600万円で落札をさせたと、そういう事件であります。昭和病院企業団組合議会では臨時会も持たれて議論がされていると承知をしております。

地方公共団体にとってこのような事件というのはあってはならないこと、考えづらいことではありますが、隣接をする一部事務組合でこういうことが起こったということは、他の団体の議会としては大きな契機にして、それぞれのところで業務の見直し、点検ということがあってしかるべきかなと思います。この件を参照した上で、当組合においてはこのようなことが起こらないようにどのような対策が講じられているのか、あるいは昭和病院企業団においてのこの件も参考にして、さらなる追加の対策ということはどういうことが想定されるのか、その点をお聞きをします。3点にわたって、質問項目としては4項目であります。

○議長（田中のりあき） 答弁を求めます。

○総務課長（横山雄一） まず1点目の多摩地域におけるガス化溶融施設についてですが、こちらは1件、西秋川衛生組合というところがやっていると確認しております。ただ、私もといたしましては現在、東京たま広域資源循環組合においてエコセメント化事業を行っておりますので、灰をエコセメントにしているので、ガス化溶融は現時点ではそぐわないのではないかと感じております。

○管理者（並木克巳） 今回の視察を踏まえての感想ということであります。先ほど担当のほうから、当市の今の処分の背景、流れを御説明させていただきました。また、今回の視察には、議員もおっしゃられておりますけれども、参考になった点、また当市とは違うかなという点があるという話もありましたが、最新の設備でありますから、これは本当に

いろいろな工夫、また動線等も含めて効率的にできている施設だなと感じたところであります。

また、隣接するところに最終の処分場も持っているということで、大変最新の工場だという感じは持ったところであります。

ガス化溶融炉に関しましては、ただいま担当のほうにもお答えをさせていただいておりますし、当市は今、最終処分場、エコセメントという形で処分をしているという流れでありますので、そういう感想でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、御答弁させていただきます。

議員のお話のとおり、東久留米市の防災とは3カ月に1回、先日も11月20日に協議をしてまいりました。その際、災害があったときの罹災証明につきましては、北海道の地震の際で、新聞報道等で最低でも約1週間はかかるというお話を承知しましたので、その辺を東久留米に確認してみますと、やはり東久留米市でも1週間程度はかかるだろうと。緊急の場合はそれを待っていてはとても間に合わない、人道的な見地からも一日でも早くお風呂等を開放してさしあげるのがベストであると思いますので、当然、減免ということになりますと、議員おっしゃったとおりの規定を適用させていただきまして、減免でお使いいただくということになると思うのですが、その際、決裁等を当然とっている暇がありませんので、電話なり、もしくは直接お会いするなりして、私の立場としては助役に御報告をさせていただいた上で減免ということをさせていただきたいなと思います。ただ、その際にやはりまず、いつも申し上げているところなのですが、クリーンポートがきちんと動いていて、厚生施設を開放するだけの人員が確保されませんとこれはできないことですので、東久留米市ともお話の中で、まず柳泉園はそれをやってくれということも言われておりますので、それをやった上でそういう対応をさせていただければと思っております。

今、こういうお話をさせていただく機会を東久留米と持っていることによって、少しずつですが進んでおりますので、最終的に何がしかの協定ということになりますと、平成26年、27年当時に清瀬、西東京とは確認はしておるのですが、もう一度改めてきちんと西東京、清瀬市とも確認をした上で、少しずつですが、進めていきたいと考えております。

○総務課長（横山雄一） 最後に、談合防止対策についてでございます。

議員おっしゃられたとおり、談合は犯罪行為でございますし、決してあってはならないことだと認識しております。各職員においても、もうその辺は理解していることだと思っ

ております。そんな中で私どもといたしましては、防止対策としては、まず1つ目に職員の研修、教育があると思います。教育に関しましては、毎年、内部研修を行っておりまして、そのような中で公務員倫理、または法令遵守の意識向上を図っていくことが重要だと思っております。

2点目に関しましては、平成29年4月に懲戒処分の指針というものを策定しております。その中でも入札談合に関しまして規定を設けております。それは抑止対策として行っていることでございます。

3点目につきましては、やはり業者との関係性がかなり談合には問題になってくると思っております。そんな中で、今後はより一層定期的な人事異動などを行って、業者との癒着などが起こらないような体制をつくっていきたいと思っております。

○3番(村山順次郎) 視察に関しては、多摩地域でも1カ所ガス化溶融炉で処理をしている団体があるということの御答弁の反面、現時点ではという言い方ではありますが、選択肢としてはないという趣旨の御答弁だったかなと。管理者からも同様の御答弁がありました。視察の中身にやや驚きというか、そうなのかと思ひまして、何がしか事務局側からのメッセージかなという勘ぐりをしましたので、そういうことではないという確認ができてよかったなと思います。

防災に関連してですが、御答弁を聞きながら万感の思いで、この5年間ぐらいつつと同じ質問をしてきているところで、ここまで来たかという思いをしております。御担当から協定という言葉が出たのも今回初めてではないかなと感じております。少しずつ進んでいるということでもありますので、これに期待したいと思ひます。また、厚生施設を利用する際の減免ですね、公正であるべきだとは思ひ反面、その時その時に応じた臨機応変な、人の道に立った対応ということが災害時は特に求められる。行政の対応というのは、災害時は非常に難しさが求められる場面も時としてあるわけですがけれども、いろいろな想定をしながら、どういう場合は認めて、どういう場合は認めないか、この線引きが、誰でもオーケーということにはなかなか実際問題難しいでしょうから、公平性の問題からいって。そのルールづくりというのですかね、そういうものもぜひ検討していただきたいなと。ただ、一方、条例上の規定を適用すればそういう対応も可能ということが確認できましたので、この点では対応を担当に重ねてお願いをしたいと思ひます。

それで、最後のところですが、もう1点重ねてお聞きをしたいのは、報道では予定価格の算定の基礎となる金額というのが非常に重要な情報で、今回の行政報告でも入札に関する

る御説明があって、予定価格を示す場合と示さない場合とがあったと思いますが、予定価格を事前に公表し、郵送による入札を実施したということで、この予定価格というものを挟んでどうやら昭和病院では事件が起きたとも認識をしております。当組合においては、予定価格の取り扱いの仕方、公表しない入札もあるわけです。公表しない場合、この予定価格というのは業者さんから見れば非常に重要な情報になる、組合から見れば管理に留意が必要な情報ということになるかと思えます。この予定価格の取り扱いについてはどのような対応をされているのか、この点は重ねてお聞きをします。

○総務課長（横山雄一） それでは、予定価格の公表についてでございます。

私どもの予定価格の公表につきましては、公表の実施予定事業といたしまして毎年どの事業を公表するか選んでおります。その基準といたしましては、まず特殊性がないもの、定例的なもの、長年やっていてある程度の積算根拠も明確なものにつきましては、予定価格公表で郵便入札で行っております。それ以外のものは通常どおりに行っている状況でございます。

○3番（村山順次郎） 当組合においては、その担っている業務の特殊性から、予定価格の公表の範囲というのはおのずと限界があるだろうと理解をしております。一方で、どちらかというところと談合防止の観点でお聞きをしたので、情報の管理のあり方ということでお聞きをしたつもりだったので、もう少しそのところ、どういう基準で予定価格を公表したりしなかったりというところの御説明はわかりました。公表しない場合、公表しない入札というのがあって、それは情報をきちんと管理しないといけないわけです。昭和病院では業者にばらしてはいけないものをどうやらばらしてしまったということのようなので、昭和病院のようなケースが起こらないような対策として当組合においてはどのような対策がとられているかということでお聞きをしましたので、お答えください。

○総務課長（横山雄一） 起こらないような対策といたしまして、予定価格を公表するしないにかかわらず、業者が事前に会うことがないような体制をとっております。メールで基本的に行っておりますし、あとは事前に業者を集めての説明会なども開いております。その関係で、あともう1点、入札に際しまして内訳書を提出していただいております。そのようなことで、当日に例えば金額を書きかえるですとか、そういうこともできないようになっておりますので、基本的には談合が起こらないような手続になっております。

○議長（田中のりあき） ほかに御質問のある方はいらっしゃいますか。

○7番（深沢まさ子） 2点お伺いしたいと思うのですが、第3回の定例会のときにも、

不燃ごみの中にスプレー缶などが混入しているということになった際の不燃ごみ処理施設の爆発事故の件などもお聞きをした中で、今年度に入ってからはそのような事故はないというお話でしたが、8月27日に残念なことに、今回はスプレー缶ではなくてリチウム電池からの引火による事故ということで、施設への大きな影響もなく、人災もなかったということはよかったかなと思っているのですが、やはり今後の対策として、柳泉園組合に入る手前の行政区の段階でそのようなスプレー缶だとかリチウム電池などが混在しないような対策をとる、周知、広報ということも必要になってくとも思いますし、実際に持ち込まれた後の処理も含めて対策をとっていく必要があるかなと思うのですね。関係市、3市ありますが、そこの協議も含めてどのような形で今後の対策を行っていくのかということをお伺いしたいと思います。

それともう1つは、行政報告資料の契約状況のところ、今回、工事請負契約状況ということで3件、工事請負契約の状況が示されているのですけれども、この3件のうちの2件で指名競争入札、1件は随意契約ということなのですが、この指名競争入札を行った見学者説明室放送システム改修工事とリサイクルセンターコンベヤベルト交換補修工事において、見学者説明室放送システム改修工事は入札の段階で辞退が4社、リサイクルセンターコンベヤベルト交換補修工事に関しては3社が辞退をしているという状況になっています。辞退になった経過がやはり多いかなという感じを受けています。結果的には入札が行われて工事ができているという状況にはなっているのですが、この辞退の理由がわかれば教えていただきたいと思います。

○資源推進課長（濱野和也） ただいまの議員からの御質問で、まず第1点目、不燃・粗大ごみ処理施設で起きました今回の火災事故に関してなんですが、確かに前回の定例会におきまして、爆発に伴うスプレー缶等の数の確認ということで御質問がございました。その際にリチウムイオン電池の話も出たところ、後日このような形になって大変申しわけなく思っております。

実際に事故の経過につきましては、先ほど行政報告の内容を説明された、あのような内容でございますが、あその後、実は2日後に関係市の課長さんを招きまして会議を開いております。その中で、今回の事故に伴う経緯、それとリチウムイオン電池ではないかということで御報告した上で、今後の対策ということで、まずは関係3市の市民の方に対する分別の徹底、これを周知、基本的なことではあるかもしれないのですが、それをお願いしたところです。後日、柳泉園組合におきましてはりゅうせんえんニュース及びホームページ、

関係市におかれましてもホームページや市報を活用しまして、事故に関する経過報告と、あと、ごみの分別をお願いしたところがございます。ですので、実際に今ある不燃・粗大ごみ処理施設は、あのよう施設的にも大分古いものではあるのですが、通常、爆発の防止策の一つとして、手選別ラインにおいて中身の確認、袋を一つずつ破いて係の者が中身の確認をしていたところなのですが、今回は搬入されてそこへ行く前の段階での小さな火災ということになりましたので、この辺は収集をされるのは関係3市の方、いつも大変な思いをされてやっていると思うのですが、その辺、再度、後日行いました会議の中でお願いしたところがございます。

あと、もう1つの契約に関してなのですが、今議員がおっしゃられましたように、リサイクルセンターのコンベヤベルト交換補修に関してですが、今回は、先ほど予定価格のお話が出ましたが、こちらは郵便による入札を行っております。業者さん5社のうち3社が辞退ということなのですが、その中で辞退された理由というのが、こちらの積算価格が合わない、要は柳泉園組合で積算をした上で基本となる予定価格を決定しているわけですが、それに対して指名された業者さんがそれぞれ積算をしたところ、予定価格に達しない、つまりそれ以上の金額ということになるかと思いますが、そのような理由で辞退された経緯がございます。

○総務課長（横山雄一） それでは、辞退理由について御答弁させていただきます。

見学者説明室放送システム改修工事の辞退理由につきましては、技術者配置が困難ですとか、該当自社製品がない、自社の取り扱い分野でないためということが理由になっております。

○7番（深沢まさ子） 粗大ごみの処理施設での火災事故の件はわかりました。3市ともすぐに協議をとっていただいたということですが、定期的にこのりゅうせんえんニュースですとか、各市の市報とかでお知らせをしていくということも大事なことだと思いますけれども、今回、社会科見学、一般の見学なども1,000人以上の方が来訪して下さっているという状況の中で、そのようなところも含めてさまざまなツールで周知をしていただいて、こういう事故がないような形でやっていただくということが大事だと思っておりますので、まずは搬入をされる前の段階でのごみの分別というのを徹底していただく取り組みというのを、各行政区にも引き続き求めていただきたいと思います。

工事請負関係のところですが、積算価格が合わなかったということだとか、技術者の配置が困難、取り扱いがないという状況でしたけれども、心配をしているのは、先ほ

ども議論になりましたけれども、この予定価格が適正なのかどうなのかというところは一つ検証が必要ではないかなと思うのですね。今、さまざまな工事をやっていく中で、この予定価格内におさまらないという声があったわけで、積算の段階で適切だったのかどうか。入札をするという中で、税金ですから効果的に最小の経費で契約を結べればそれは一番いいのですけれども、結果、この予定価格を下げ過ぎるといふか、縮小するといふ形になって、入札をした業者さんの中で、人件費のところであくたたかれることになったりとか、あとは工事の段階で、そんなことはあり得ないと思いますが、工期がどうしても期間が決まっているという状況の中で、手抜き工事ということが起こるとも起こらないとも言えない状況というのが生まれてくることも懸念としてあると思うのですね。そういう意味では、予定価格についてのしっかりと適正の積算というものも、きちんとしていかなければいけないと思いますので、先ほどの談合事件ということもないという形でのしっかりと適応をしていくということとともに、この予定価格についての適正な積算についても十分な配慮が必要だと思いますので、この見解をお伺いしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） 予定価格が適正かどうかということでございますが、我々の予定価格を決定する際に、施設管理課の積算担当が積算しております。その際、数社から見積もりをいただきまして、当組合の積算基準単価、設備積算基準細目及び東京都の単価や建設物価等の単価等、また過去の契約経過も参考に積算している状況でございます。私どもといたしましては、この予定価格は適正だと思っておりますし、実際入札を行いまして、落札して契約している状況ですので、適正だと考えております。

○7番（深沢まさ子） 入札の前に見積もりですとか、過去の経過なども含めて積算をしているということですがけれども、それも含めてこの辞退という状態が今後も数社続くようであれば、積算単価についても十分に調整をして、予定価格と契約金額の状況も含めての積算見積もりをしっかりと行っていただくようお願いをしたいと思います。要望です。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○4番（後藤ゆう子） それでは、大きく3点お伺いいたします。

1点目が、15ページのびん類なのですが、これは先日甲府・峡東クリーンセンターで見たときに、どなたかにお伺いすればよかったのですが、びんがこちらは分別が3色だったと思うのですけれども、改めてなのですが、柳泉園はこれほど細分化するメリットというのは何かあるのかということをお尋ねいたします。

それから、20ページの厚生施設、会議室の利用状況の内訳を細かく出していただきま

してありがとうございます。見るとやはり和室の利用率がとても悪くて、和室1にいたっては利用時間が3時間とか、1日だけしかなかったのかなと思って、まだまだ利用していただける部屋なんだろうと思います。地元に戻れば、西東京だとやはりもう高齢化なども進んでいたりして、市民交流施設みたいなものをふやしてほしいという要望がある一方で、ここにこんなにお部屋があるということがわかったので、利用をもう少し広めるようなアイデアがあるといいのですが、まず一番最初、簡単なことなのですが、この和室というのは飲食可能なかどうかということと、広さがわかれば1と2と教えていただきたいというのが2点目です。

3点目は、今、深沢議員から質問があって大体伺えたんですけども、やはり1,500万円もかけて改修したのですから、見学者にももっと来ていただければと思います。社会科見学でたくさんの児童生徒さんがいらっしゃっているのはいいのですが、大人の利用が少ないという中で、ことしの第1回定例会で、見学者用のDVDに結構なボリュームがあって、社会科見学の時間では全部見るできないような大人向けのDVDであるという説明があったので、大人の見学者をふやす必要もあるかと思うんですけども、現在、見学者をふやす取り組み、積極的にふやすような考えがあるのかなのかという、以上の3点をまずお願いいたします。

○資源推進課長（濱野和也） まず1点目の御質問なのですが、10月、甲府・峡東地域ごみ処理施設事務組合に行った際に、びん類は3種類ということですが、柳泉園ではそれ以上のものを選別しているわけですが、現在、柳泉園組合でのびんに関しましては、独自で処理するもの及び容器包装リサイクル協会で処理しているものということで、独自と法人と2種類に分けてそれぞれ処理をしているところでございます。容器包装リサイクル協会に加盟しているという関係もございまして、実際、向こうがなぜ3種類かというのは申しわけございません、把握してございませんが、柳泉園組合としましては従前からこのような形で色別をふやしまして、対応しております。ですので、ある意味、容器包装リサイクル協会の要望といえますか、向こうの意見に沿った形で、より細かく選別することによって、最終的には色別に分けてそれを再生するというところでございますので、3種類よりはより細かく選別して搬出しているという状況でございます。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、厚生施設の和室の2部屋のことについて御答弁申し上げます。

まず、広さでございますが、2室ございまして、1部屋が畳で15畳、もう1部屋は

12 畳でございます。利用率の低さというのは、私も今回これを見まして、こんなに低いのかと思ったのでございますが、この場所が厚生施設の浴室のほうにございまして、一般の方から見て非常にわかりにくい場所にあるというのも一つ原因ではないかと思えます。また、浴室を利用される方がこのところ減少しておりますので、それに伴って減少しているということもあろうかと思えます。

先ほどの議員の御質問の件ですが、飲食は可能でございます。1台なのですが、一応カラオケもございまして、そのようなことで御利用いただいているお客様もいらっしゃることは聞いております。ただ、今回のこの結果を見まして、やはり多目的室等と違いまして、まだまだお客様に認知をされていない部分があるのではないかなと感じました。

今後は、まずお客様にこういう施設があるということを知っていただくところから始めて、PRに努めて、少しずつでも利用率を上げていけるように努力していきたいと思っております。

○総務課長（横山雄一） 見学者をふやす対策についてでございます。

現在、我々は毎月第2水曜日に平日見学会というものを開催しております。しかし、なかなか人は来ていただくことができない状況でございますので、今後はより一層やはり市民の方に知っていただくことが大事だと考えておりますので、どういう方法があるのか、調査研究していきたいと考えております。

○4番（後藤ゆう子） 1点修正していただきたいのですが、私先ほど、見学者説明室の工事、1,500万円もかけてと申し上げましたが、これは予定価格で、実際は1,638万円だったので、そこを直していただきたいので、お願いいたします。

まず、びんの分別はわかりました。先方の要望でということで、私は分別をきっちりすることはいいことだと思っているのですが、もしこれを3色にすれば随分経費が違うとかというのであれば考える余地があるのかと思ったのですが、向こうの求めに応じてということで、これはわかりました。

それから、厚生施設の和室がわかりにくい場所にあるということはわかりました。やはり高齢化が進んでいて、高齢者のお楽しみの企画を考えている人なんかからもいろいろ相談を受けることもあるので、お風呂の利用も落ちているということなので、お風呂に入って、和室でお楽しみがあり、見学を含めても半日、1日使えるようなイベントを企画すればいいのかなと思うのです。柳泉園の今の人員体制でそこまで組み立てるのは難しい現状があるのかなとは思いますが、何かアイデアを出す人と連携して、協働みたいなもので活

用すれば、お風呂があって和室があってカラオケがあって、物を食べていいというだけで、私はすごいポテンシャルだと思うので、今後協働できるような相手を探して取り組めば、これは私も自分の地域に持ち帰って、出せるアイデアがないかというのは話してみようと思うのですが、わかりました。このように細かく出していただきますと空き状況等もわかりますので、大変なのかもしれないのですが、今後ともこの方式で出してください。これは要望です。

最後、見学者について、これも今言いましたように、和室とかも組み合わせでイベントをやったり、夏休みの子供企画、社会科見学だと時間が限られているかもしれないのですが、夏休みなど親子や個人で来る場合はゆっくり見ていただくとか、子供時代にごみの仕組みをしっかりと学ぶというのは後々まで分別であったり削減というのに役立つ知識を、身をもって体験できるのはいい機会だと思いますので、せっかくいろいろ設備も更新されたということですから、利用者がふえる取り組みを先ほどの企画も含めて御検討いただきたいと意見を申し上げて質問を終わります。

○議長（田中のりあき） 質疑の途中ですが、ここで休憩をさせていただきたいと思えます。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

行政報告に対する質疑をお受けいたします。

○6番（たきしま喜重） 大きく1点だけお願いしたいのです。地元の一般質問でこちらの質問をしたら、その後反響がいろいろありまして、詳細を確認させていただきたいと思えます。

動物死体の搬入量のこと絡んだところなのですが、動物死体の搬入されてきたときの一連の流れを御説明していただきたいと思っております。それから、供養もしっかりとされているということですので、その辺のところも含めて。また、決算にも絡むのですが、ここで簡単に確認ができればこちらで済ませさせていただきたいと思っておりますが、その動物の供養に対する費用も有償だと思うのですが、その辺もまとめて御答弁いただくと幸いです。

もう1点、最後に、これは動物の犬、猫、また最近、ハクビシンとかタヌキとかもいろ

いろいろあると思うのですが、特に飼い犬とか飼い猫の確認に来られる方というのは具体的にどのくらいなのか感覚的なものでも割合的なものでもいいので、その辺だけ確認をさせていただけないでしょうか。少し地元で話をしたら、皆さん、愛犬家の方、また猫ちゃんを飼っている方、非常に関心が高く、そんなことでよく話が盛り上がっていたのですが、ひとつお願いしたいと思います。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、ただいまの議員からの御質問について答弁させていただきます。

行政報告の7ページ、表5-3に動物死体搬入量ということで、8月から10月までの数が記載されてございます。

まず、柳泉園組合にはどのような形でこのような動物死体が搬入されるのかといいますと、関係3市の清掃担当のほうで回収した動物を段ボール箱に入れまして、柳泉園に来る際には段ボールに入れられた状態でこちらへ参りまして、検量所の脇に冷蔵庫があります。そちらに何々市の犬か猫か、あるいは先ほど議員が言われましたハクビシンとかタヌキとか、そのようなものも最近では多くなっておりますので、その他という形でボードに記載をして中にしまっておきます。大体今のところ、毎週火曜日と金曜日、週2回ほど府中にあります慈恵院というところがこちらのほうに参りまして、こちらで保管している動物を引き取りにきて、持って行っていただいているところでございます。向こうでは当然、動物ですので、それに対してきちんとした対応をしていただいて、埋葬していただいているところでございます。

こちらにつきましては、平成29年度の一般会計歳入歳出決算書の25ページの右側の備考欄の一番下に動物死体処理委託ということで金額が載っております。107万2,400円ということですので、1体当たり税込みで2,800円になります。年間、平成29年度におきましては3市で383頭の持ち込みがあったということですね。この中には、大事に御自宅で飼われた犬、猫、その他なのか、あるいは野良猫という表現がいいかどうかあれですが、そのようなその他の動物であるかはわかりません。実際に、年に数件はやはり飼い猫、飼い犬、その他が家から逃げ出してしまった場合、恐らく柳泉園に連絡する前に市役所のほうに連絡されているのだなとも思いますが、柳泉園にそのようなお電話があった場合は丁寧に御説明して、もし御希望があれば実際に柳泉園まで来ていただいて、冷蔵庫に保管している動物を、何月何日というのがもしわかれば、来られた方に見ていただくようにしています。もしその中に持ち込まれた動物が御自宅で飼われていたよう

な場合であれば、基本的には引き取っていただいて、飼い主さんをお願いしているところ
でございます。その他に関しましては慈恵院へ持って行き、適正に埋葬しているところで
ございます。

○6番（たきしま喜重） 決算のほうまでまいでございましたが、詳細な御説明ありが
とうございます。引き続き、どうぞよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもって行政報告に対する質疑を終結
いたします。

○議長（田中のりあき） 「日程第5、議案第8号、平成30年度柳泉園組合一般会計補
正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第8号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1
号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、
現予算の総額26億4,549万2,000円に対し、歳入歳出それぞれ1億624万
2,000円を追加し、予算の総額を27億5,173万4,000円とさせていただくため、
御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議賜りますよう、よろし
くお願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 補足説明を求めます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

第1表、歳入歳出予算補正になります。款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳
出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額でございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。

事項別明細書、2の歳入でございます。まず、款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、
節1前年度繰越金は1億624万2,000円の増額でございます。増額の主な理由といた
しましては、歳入のごみ処理手数料や資源物売り払い代金の増加、歳出の契約差金等の不

用額によるものでございます。

続きまして、12ページ、13ページをごらんください。

3の歳出でございます。款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、こちらの補正額が1,182万8,000円の増額でございます。こちらは人事異動に伴う増額でございます。

次に、目2総務管理費、節25積立金は、説明欄に記載の環境整備基金積立金5,000万円の増額でございます。基金への積み立てに関しましては、地方財政法第7条に規定する決算剰余金の処分に準じ、当該剰余金1億624万2,000円のうち、2分の1に相当する5,000万円を積み立てるものでございます。この積み立てによりまして、環境整備基金の年度末残高見込みは約1億6,300万円となります。

次に、款5予備費の5,850万円の増額につきましては、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○8番（小西みか） 1点確認なのですが、今回人事異動による増額と減額という補正予算となっておりますけれども、人事異動ということですが、必要があって、ごみ処理を1名減らして、人数はわからないのですが、総務をふやすという異動かと思いますが、それがどのような理由で、今後どのように管理していくかということも含めての異動だと認識をいたしますけれども、その辺をもう少し御説明をいただけたらと思います。

○総務課長（横山雄一） 人事異動の理由につきましては、ごみ処理費に入っています技術課の職員が1名減となっております、総務費に入っております施設管理課職員が1名増となっております。この理由なのですが、施設管理課におきましては平成33年度、指定管理者を導入するというので、それに向けて検討しております。その検討に充てるために人員をふやしたということでございます。

○8番（小西みか） 平成33年度の導入に向けた検討を進めるということなのですが、それは当然必要なことだとは思いますが、ごみ処理費のほうで人員が1名が減ることに関しては、減らすということが妥当かどうか、そのあたりの検討はどのようにされたのか、もう一度御答弁いただけたらと思います。

○総務課長（横山雄一） 技術課の職員を減らすということなのですが、現在、長期包括に入っております、その関係で後々には1係が減、最終的には全面委託となっております。

す。現在、退職不補充ということでやっておりますので、運転係が抜けた分を補充しない
でいるような状況でございます。なお、再任用を短時間職員として運転係に配属して
おります。

○8番（小西みか） 技術課の職員さんはこれから委託が進むにつれて減っていくとい
うもとの予定になっていたとは認識をしておりますけれども、モニタリングという点に
関しましては逆にそうした技術がきちんとわかる職員さんを育成していくということが必
要だと思いますので、その辺は充実をむしろさせていただきたいと要望させていただきます。

それと、指定管理の導入に向けた検討につきまして、今後どのような形でどれくらいを
めどに進めていくという予定なのかというあたりも、今大体決まっている概要などをお聞
きできたらと思います。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、指定管理者制度導入に向けての検討について御
答弁させていただきます。

現状、今、総務課長から申しあげましたように、1人、人員の増をいただきまして、ど
のようなスケジュールで指定管理者制度導入を行っていくか、またその際にはどのような
規定の整備が必要なのかということを検討いたしております。できましたら、一応今年度
中にはめどをつけまして、来年度は実際の規定の整備ですとか、実際のスケジュールに
沿った動きをしていけたらなと考えております。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、以上をもって議案第8号、平成30年度柳
泉園組合一般会計補正予算（第1号）の質疑を終結いたします。

これより議案第8号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）に対する討
論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ないようですので、賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） ほかにないようですので、以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）を採決いた
します。

原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員であります。よって、議案第8号、平成30年度柳泉園組合一般会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決をされました。

○議長（田中のりあき） 「日程第6、議案第9号、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第9号、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成30年10月1日から9日までの間において、安藤代表監査委員及び議会選出の小西監査委員により、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書に基づきまして審査をしていただきましたので、その審査意見書を付して、地方自治法第233条第3項の規定によりまして、議会の認定を賜りますようお願い申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 補足説明を求めます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

平成29年度一般会計歳入歳出決算書の1ページをごらんください。

歳入歳出予算現額30億8,765万7,000円、次に、歳入決算額31億2,487万6,270円、前年度に比しまして1億8,351万7,192円、5.5%の減となっております。次に、歳出決算額24億9,663万3,883円、前年度に比べ3億7,653万8,817円、13.1%の減となっております。歳入歳出差引残額6億2,824万2,387円となり、同額が翌年度への繰り越しとなります。

続きまして、6ページ、7ページをごらんください。主な歳入につきまして御説明いたします。

まず、款1分担金及び負担金は、収入済額15億9,741万6,000円で、前年度に比べ6,394万8,000円、3.8%の減でございます。関係市の負担金は備考欄に記載のとおりで、歳入決算額の51.1%を占める割合でございます。

次に、款2 使用料及び手数料、項1 使用料、目1 施設使用料は、収入済額5,998万4,350円で、前年度に比べ20.6%、約1,000万円の増でございます。増の主な理由につきましては、前年度、プール棟の大規模改修工事を実施し、プールやトレーニング室などが半年間使用できなかったことによるものでございます。各施設の使用料につきましては備考欄に記載のとおりでございます。

次に、項2 手数料、目1 ごみ処理手数料は、収入済額5億6,561万9,835円で、前年度に比べ7%、約3,700万円の増でございます。

次に、款3 国庫支出金の収入済額128万5,200円は、廃棄物処理施設モニタリング事業費補助金で、これは放射性物質汚染対処特措法に基づき毎月1回行っている焼却灰、飛灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費に対する補助金でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

款5 繰入金、項1 基金繰入金、目1 職員退職給与基金繰入金の収入済額は8,776万4,000円で、定年退職者3名分の退職手当に充当したものでございます。

次に、目2 施設整備基金繰入金の収入済額は1億円で、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事費に充当したものでございます。

次に、款6 繰越金の収入済額4億3,522万762円は、平成28年度からの繰越金で、前年度に比べ6.1%、約2,500万円の増でございます。この繰越金には、精算する私車処分費約1億9,000万円が含まれており、差し引き2億4,500円ほどが純然たる繰越金となります。

次に、款7 諸収入、項2 雑入の収入済額は2億5,549万3,032円で、前年度に比べ22.8%、約7,600万円の減でございます。主な雑入の収入済額は、節1 資源回収物売払1億5,826万6,598円で、その内容は備考欄に記載のとおり、アルミ缶やスチール缶、ペットボトル、古紙・布類及び生びんの売り払いで、前年度に比べ2.3%、約360万円の増でございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。

節2 回収鉄等売払の収入済額は1,693万2,443円で、その内容は備考欄に記載のとおり、粗大ごみ処理施設の磁選機などにより回収された鉄の売り払いや施設の補修により発生した鉄類等の廃材の売り払い、また、焼却灰の中から回収したくず鉄の売り払いで、前年度に比べ65%、約670万円の増でございます。

次に、節3 電力売払の収入済額が7,058万5,423円で、クリーンポートで発電した

電力余剰分の売り払いで、前年度に比べ9%、約700万円の減でございます。

節7その他雑入が536万8,382円で、前年度に比べ93.7%、約7,900万円の減となっております。減の主な理由ですが、厚生施設プール棟等大規模改修工事に伴うスポーツ振興くじ助成金約7,000万円が減額となったことが主な理由でございます。

次に、項3受託事業収入の収入済額が2,106万5,760円となっており、小金井市可燃ごみ受託料でございます。

歳入関係は以上でございます。

続きまして、歳出について、主な歳出について説明させていただきます。

12ページ、13ページをごらんください。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費の支出済額は2億1,397万2,009円で、前年度に比べ48.7%、約7,000万円の増で、これは退職手当が増となったことが主な理由でございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。

目2総務管理費、こちらの支出済額は1億2,667万2,822円で、前年度に比べ0.2%、約22万5,000円の微増でございます。

次に、16、17ページをごらんください。

目3施設管理費の支出済額は6,229万3,063円で、前年度に比べ44.3%、約5,000万円の減で、主な理由は、前年度実施したクリーンポート建築設備用システム更新工事約5,300万円及びクリーンポートごみピット自動火災検知装置更新工事約1,300万円の減によるものでございます。施設管理費の不用額ですが、1,279万6,937円で、主な不用額が、節13委託料の約313万円は、備考欄記載の各業務委託の契約差金でございます。

次に、18、19ページをごらんください。

節15工事請負費の約855万円は、プラットホーム及び厚生室系統等空調設備更新工事の契約差金でございます。

次に、下段、目4厚生施設管理費の支出済額は1億3,665万2,368円で、前年度に比べ72.7%、約3億6,500万円の減となっております。減の主な理由ですが、昨年度、厚生施設プール棟等大規模改修工事を実施した関係によるものでございます。厚生施設管理費の不用額ですが、570万6,632円で、主な不用額が節11需用費で、備考欄記載の消耗品で約119万円、光熱水費で約360万円でございます。

続きまして、22、23ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目2ごみ管理費、こちらの支出済額が13億135万3,304円で、前年度に比べ2.7%、約3,370万円の増で、主な増の理由が、長期包括運営管理事業開始に伴いまして大規模補修が新たに開始され、その分増加しておりますが、その他長期包括運営管理事業経費が減少していることから、合計で3,000万円の増となっております。ごみ管理費の不用額ですが、3,958万5,696円で、主な不用額は節11需用費、備考欄記載の消耗品費で約702万円、燃料費で約673万円、光熱水費で約1,239万円及び修繕料（定期点検）の契約差金約665万円、節13委託料の不用額約572万円は、備考欄記載の各業務委託の契約差金でございます。

続きまして、24、25ページをごらんください。

中段の目3不燃ごみ等管理費、こちらの支出済額が1億7,771万4,951円で、前年度に比べ13.1%、約2,700万円の減で、主な理由は、前年度実施いたしました粗大ごみ処理施設屋外変電設備更新工事約2,000万円の減及びその他契約差金によるものでございます。また、不燃ごみ等管理費の不用額は1,499万4,049円で、主な不用額が節11需用費、備考欄記載の修繕料（定期点検）、こちらの約1,174万円が契約差金となっております。また、節13委託料の不用額約141万円は、備考欄記載の各業務委託の契約差金でございます。

続きまして、26ページ、27ページをごらんください。

目4資源管理費、こちらの支出済額が1億1,739万7,489円で、前年度に比べ3.8%、約430万円の増で、その主な理由は、節11需用費、備考欄記載の修繕料の定期点検で、リサイクルセンターの定期点検整備が約980万円の増、及びその他契約差金で減となったことによるものでございます。資源管理費の不用額につきましては358万9,511円で、主な不用額が、節11需用費で、備考欄記載の光熱水費約114万円、その他でございます。

次に、目5し尿管理費の支出済額が3,432万1,082円で、前年度に比べ4.3%、約155万円の減となっております。減の主な理由ですが、節11需用費で、備考欄記載の修繕料（一般）が減となったことによるものでございます。不用額は273万9,918円で、主なものは、節11需用費、備考欄記載の光熱水費で約178万円、その他でございます。

続きまして、28ページ、29ページをごらんください。

款4公債費、こちらの元金・利子合計の支出済額が8,358万4,361円で、前年度に比べ29.4%、約3,470万円の減となっております。これはクリーンポート建設時、平成13年度に借り入れた起債の償還が平成28年度に完済したことによるものでございます。

なお、平成29年度末現在の未償還元金は2億9,872万206円となっております。

次に、款5予備費、こちらの予算現額4億8,953万3,000円、同額が不用額となり、全額平成30年度へ繰り越しをしております。

なお、この予備費には、関係市の負担金から精算する私車処分費1億8,816万円が含まれております。

歳出関係は以上でございます。

次に、30ページをごらんください。

実質収支に関する調書でございます。内容は表に記載のとおりでございます。

次に、31ページは財産に関する調書でございます。

32ページから35ページにかけて公有財産の土地及び建物で、年度内の増減はございませんでした。

次に、36ページから46ページにかけまして、公有財産の工作物で年度内の増減ですが、46ページをごらんください。クリーンポート大規模補修に伴う機器の更新によりまして、6点の増と減となっております。

次に、47ページをごらんください。公有財産1点30万円以上の物品で、年度内の増減ですが、車両関係では乗用車1台をリースとしたため1点の減、ごみ処理関係では携帯型水銀連続測定装置を購入したため1点の増となっております。

次に、48ページをごらんください。(4)基金でございます。各基金の前年度末現在高、決算年度中の増減額及び決算年度末残高は表に記載のとおりとなっております。

続きまして、49ページ以降につきましては歳入歳出決算参考資料でございます。御参照いただければと思います。

なお、平成29年度における主要な施策の成果につきましては、「平成29年度事務報告書」として別にまとめてございます。また、要望のございました平成29年度決算額及び平成30年度予算額を反映した財政フレームを資料として添付しておりますので、あわせて御参照いただければと思います。

補足説明は以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本日は、安藤代表監査委員が御出席されておりますので、決算審査報告を求めます。

○代表監査委員（安藤純一） 監査委員の安藤でございます。

平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算審査報告をさせていただきます。

柳泉園組合議会選出の小西監査委員と私は、例月出納検査を都合4回、決算審査を3回実施いたしました。その結果を御報告いたします。

地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算書を審査いたしましたところ、歳入歳出ともに正当であり、かつ、関係書類、帳簿とも完全に整備されており、平成29年度の決算は正確であることを証明いたします。

平成30年12月3日、柳泉園組合監査委員、安藤純一、同じく小西みかでございます。

なお、審査の意見書につきましては、既に皆様のお手元に配付済みでございますので、説明は省略させていただきます。

以上で報告を終わります。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

なお、安藤代表監査委員に対する質疑は省略をさせていただきますので、御了承をお願いいたします。

以上で決算審査に関する報告を終わります。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） まず、厚生施設についてお伺いをいたします。

平成29年4月よりリニューアルオープンということで、本決算はそのリニューアル後を取りまとめ、評価をする決算になると思います。本定例会でも前半の議論で、会議室の利用率等ということで御指摘があるところで、リニューアル、大規模改修する前から、この利用率はどうかということで私も質問してまいりましたし、議会的な関心事にもなっているかと思います。

これは1点でありますけれども、リニューアル後、リニューアルをしてみて幾つかの課題、私が指摘したのもございますが、指摘していないものも含めて、どういう課題があってどういう対応をしてきたのか。決算審査でございますので、平成29年度の中での取り組み、また平成33年度には指定管理者も視野に入れてということで、その全容はまだわかりませんが、そういう視点もあるかと思っておりますので、総括的に厚生施設をリニューアルしてどうだったのかというところを、特別挙げていただければ、

何点かお答えいただければと思います。

長期包括に関係して3点ほどお聞きをいたします。

長期包括が平成29年度から始まりまして、私はこの議案、長期包括を是とするか否とするかという議案に関連して、討論の際に2点指摘をして対応を求めてきて、その以降もそれぞれ求めてきたところです。

1点目は、広報のことなのです。長期包括委託という一般市民からすれば非常になじみのない、なじみづらいテーマではありますが、本組合にとっては非常に重要な一大事であるわけです。これについて市民にわかるように広報するということは、これは非常に重要であるということで、りゅうせんえんニュースの特別号なども出していただいているところでもあります。一方で、さらなる取り組みも求めたいと思います。

広報の点で1点目ですが、ホームページが1つ、ツールとしてはございます。これはリニューアルを近々に予定をされているということではあります。ここでの長期包括委託の現在、今どういう状態で進行しているのかということの広報、これをさらなる一手が必要かなと思いますが、見解はいかがでしょうか。

長期包括にかかわらずなのですけれども、厚生施設の施設利用を促進する意味でもホームページのリニューアルとあわせて私が必要だと思いますのは、関係3市とのリンクなんですね。私は先般、関係する団体が厚生施設をお借りして、11月11日でしたが、一利用者として利用させてもらいました。東村山でもお祭りがあり、東久留米でもお祭りがありということで、公共施設が非常に混んでおりまして、やむにやまれず柳泉園をお借りしてという経過であります。借り放題なんですね、東村山でお祭りをやっていて、東久留米でもお祭りをやっていて、施設が借りづらい状況があるのですが、柳泉園はあいてますよという感じなんです。知っている人は知っていますが、知らない人は知らない。和室もあるし、多目的室3をお借りしたんですが、運動やダンス等の用途にも対応する施設で、本当にもったいないなど。新たな利用者を呼び込む一つの手としては、やはり適切な形で関係3市とのホームページのリンク、ここにもこういう施設がありますよということを広報するというのも大事かなと思います。ホームページという観点で長期包括から少し離れましたが、長期包括をよりよく市民に広報する意味でも、厚生施設その他の利用促進の意味でも、ホームページの充実とあわせて、必要な人に必要な情報を届ける意味で、関係3市とのリンクというのは重要かなと思いますので、御見解を伺います。

ホームページは以上で、長期包括に関連してですが、りゅうせんえんニュースの特別号

を出していただきましたけれども、私はこれは1回でおしまいにはせずに、毎年とは言わないまでも適切なタイミングで、折々こういう取り組みをしておりますということは、長期包括に関連して適切に対応されるべきかなど。それが特別号という形なのか、あるいは通常の発行の中で特集を組むような形なのか、これは検討があるかと思っておりますけれども、紙媒体、りゅうせんえんニュースにおいての長期包括委託の内容、進捗状況等についての広報についてはどのようにお考えかということでお聞きをします。

2点目は、財政フレームで資料を出していただきました。ありがとうございます。

それで、言い方が難しいんですが、私、残念に感じているところがありまして、平成28年7月8日、全員協議会がございまして、この際の関連資料が4点あったのです。そのうち、お金にかかわる部分が2番目と3番目、資料2と資料3ということで、資料2というのは柳泉園クリーンポート長期包括委託に係る経費比較表というのがあって、3点目というのが財政フレームということで今回出していただいたものです。資料2に当たる柳泉園クリーンポート長期包括委託に係る経費比較表、これは財政効果が43億5,500万円あるという内訳を示す表なんですね。私としては長期包括を是とした大事な資料です。その資料の中身としては、1として、包括委託に該当する経費ということで、これは長期包括委託にしなかった場合、長期包括委託にする項目はこのぐらいの推移であろうという試算であって、それとあわせて長期包括委託経費というのが2表としてあって、長期包括委託にしたらこのような経費の内訳になると。それを年度ごとに積算をしていくと、長期包括委託をしなかった場合、約187億円になって、長期包括委託にすると約144億円になって、従って、43億5,500万円のコストメリットがあるという資料だったのです。これが御提供いただけないというのはどうかというので、この御見解を伺いたいのと、御提供いただいた財政フレームについてもこの平成28年7月段階の資料と見比べますと、変わっているところがあるのです。

財政フレームのほうも結論としては43億5,500万円の財政メリットがあるということが、結論としては同じところにたどり着くわけですが、これは平成28年当時のものは、長期包括委託をした場合の負担金は幾ら、長期包括委託をしなかった場合の負担金は幾ら、この差が結果的に43億5,500万円ということで、同じ数字になるということを示す資料なのですが、今回御提供いただいた資料、変更前、変更後ということで御提供いただいているのですが、平成28年当時にあった参考資料(1)包括委託を行わない場合の負担金推移という表がなくなっているのです。ということで、今回お示しいただいた財政フ

レームだけ見ると、平成29年どうだったか、平成30年どのような予算なのかということとは、これはわかるのですが、長期包括委託が必要だと私は判断したわけですが、それが現在進行中でどういう推移になっているのかということとはわからないのです。

この2点ですね、御提供いただけなかった資料をなぜ御提供いただかなかったのかということと、平成28年当時の財政フレームの資料と比べて変更がされている、表が丸ごと1個なくなっている、これの取り扱いについて御説明いただければと思います。

3点目ですが、長期包括委託の議論の際、懸念事項の一つとして技術的な対応、先ほどの審議でも人的対応、体制の問題は少し議論になりましたが、事務局側からもマンネリ化という言葉を使って課題の一つとしては挙げられていたところであります。私が指摘をしましたのは、長い経過の中で事業者任せになってしまうのではないかと。事業者が行っている業務について適切な点検ができるのかと、その技術的な力量をどう保持していくのかということ指摘をしてきたところあります。平成29年度決算審査でございますので、平成29年度の中で、長期包括が始まった年ありますから、これをどういう対応、どういう取り組みをしたのかということで、お聞きをします。

○議長（田中のりあき） 質疑の途中ではございますが、ここで昼食休憩とさせていただきます。

午前11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁からお願いいたします。

○施設管理課長（山田邦彦） それでは、厚生施設のリニューアル後の初の決算ということで、リニューアルを終えた後の総括ということで御答弁させていただきたいと思います。

温水プール施設をリニューアルいたしまして、施設的に例えば腰洗い槽がなくなり、あと設備的には空調設備の入れかえ、またトイレの洋式化、エレベーターの設置等、利用者の方には非常に利用しやすい施設になったのではないかなと思っております。あと、2階に向かいますと、会議室を多目的室としまして、今まで以上に多様な利用の仕方ができるようになったのではないかなと思っております。ただ、やはり議会のたびに御指摘いただきますように、まだ多目的室等は利用率が上がっていない状況もございますので、設備的には非常にいいものを整えさせていただいたと思っておりますので、今後さらにイベントの開催

ですとか、ホームページ、ニュース等使いまして、市民の方に、今まで柳泉園組合の厚生施設にお越しいただいたことがない方に、またお越しいただけるようなPRの仕方をしていけたらと考えております。

○技術課長（佐藤元昭） 広報の関係でお答えいたします。

りゅうせんえんニュースの特別号が昨年7月発行されて、さらなる取り組みということと、毎年ではなくてもいいが、折々出していただければという御要望があったかと思えます。現在考えておりますのは、決算が認定された後、その後に出ますりゅうせんえんニュースで、前年度はこういうことをやりましたということをニュースに載せて市民の皆様方に広報したいと考えております。ですので、決算が終わった後のりゅうせんえんニュースには、大規模補修に関することは、10年間の間ですが、毎年掲載させていただくというふうに考えております。

○総務課長（横山雄一） それでは、関係3市とのホームページのリンクについてでございます。

関係3市のホームページにおかれましては、東久留米市においてはスポーツ施設の枠組みの中にリンクさせていただいておるところです。他市については、やはり市内にある施設ではないということから、現状では難しいという回答をいただいているところでございます。

もう1点、財政フレームの今回の資料の関係です。今回は平成29年4月に開催いたしました臨時会のときに出した財政フレームになっております。議員が求めていたものが不足した感があるのですが、経費比較表につきましては所管と調整いたしまして、次回以降出させていただきたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 包括に移りまして、技術的な対応、点検、モニタリング等に関してですが、現在、始まってから行っていることに関しましては、毎朝の朝礼、これで前日起こったこと、本日の予定を毎朝行っております。また、月に1回、連絡調整会議というのがございまして、その月の運転計画ですとか、前の月の修理箇所等の報告をいただいております。さらに、工事を行う場合は委託業者から申請書を出していただいて、それを許可して工事に移るということで、チェック体制をしながら、さらに工事に関しましては整備係が立ち会って、適切に行われているかということを確認している状況でございます。

○3番（村山順次郎） 厚生施設に関してですが、いい施設になったなというのは、私も

一部ではありますが、利用してみた感想です。プールも利用しましたが、いいプールになったなと感じております。一方で、問題はこのPRで、いい施設だということが利用していただけるであろう方に届くかどうかということだと思います。

この後のホームページのこととも少しかかわるのですが、多目的室3というのをこの前利用させていただいたと申しましたが、例えばここの椅子の数、我々柳泉園に限らず市の施設を使う場合、やるイベントの規模から適当な大きさの場所を押さえるわけですね。そうすると、通常何人分ぐらいを収容する施設なのかというのが、それが36人なのか24人なのかというのが大事になって、そこから選んで、あいているところから選ぶというような、借りるほうの都合とするとそういう借り方をするのですが、私が見落としている、認識の違いかもしれないのですが、多目的室3というのが実際は椅子が24、通常はあるのです。これは一例ですが、これがホームページ上から何席あるのかがわからないとか、ごくごく実務上のあれこれ、そういうところも改善の余地があるのかなという印象を受けました。これはホームページ上での情報提供のあり方、そこで借りられる例えば備品がどんなものがあるのか、備えつけられている設備はどんなものがあるのか。関係3市のホームページを見ると一定参考になるものはあると思いますので、そこの一工夫、一手間をいただければというのが利用してみた感想であります。

それで、広報の話ですが、見落としておりましたが、東久留米市のホームページのほうで、スポーツ施設というところのくりに、柳泉園組合のリンクがあるということなのですが、これは市議会議員なら市議会に行つて言えと言われるかもしれませんが、要望したいのは、柳泉園組合という組織はスポーツ施設だけであるわけではないのです。お尋ねしたいのは、長期包括等の広報、周知で、東久留米市の方が出した一般廃棄物、家庭のごみの中間処理施設としてどうやって運営をされているのかということをやより多くの市民の方に、関係3市の方に知っていただくと、こういうことが肝要かと、これは私の意見であります。その点で、単なる施設、厚生施設がありますよというのはこれはこれで大事なのですが、長期包括に限らず柳泉園組合の日々の取り組み、日常活動、ごみがどこに行つてどう処理されているのか等々を含めて、関係3市の皆さんに知っていただく意味では、リンクの張り方としてはもう一改善あるのかなというのが意見です。私は市議会議員ですので、東久留米市にも要望はしたいと思いますが、ぜひ組合のほうからも一工夫していただければなということでもあります。

これは毎年の取り組みということかと思いますが、議会のほうには前定例会で昨年度実

施した工事の資料が提供されていて、一步前進かなと思っておりますが、市民の皆さん、関係3市の皆さんにお伝えをするという意味では認定後、りゅうせんえんニュースでの適切な情報提供、これは必要なことだと思いますので、工夫をお願いしたいなと思います。

それで、財政フレームという言い方をして資料をお願いしまして、担当の方は財政フレームの資料を出していただいたということであります。比較表については別途御検討いただくということで、これはお願いをいたします。

重ねてお願いをするのですが、今回御提供いただいた財政フレームの資料、手元にあるのが平成28年7月の全員協議会の資料との比較でしたから、そこからするとコストメリットがあるということが、当時はそういう説明があり、そういう資料があった。この平成29年度途中からスタートして、現在も実施している長期包括委託が、どういう財政効果があるのかということが私の関心なのです。そう考えると、提供いただいた資料というのは、わかることもあるのですが、わからないこともあるのです。その意味でいうと、かつて平成28年度段階ではあった情報がここからなくなっている。情報の取り扱い、難しさがあるのだらうと思います。当時の試算をいつまで載せ続けるのかという難しさはあるのだらうと推察しますが、議員も2年ごとに入れかわりがございますので、当時の資料と比較としてどうなのかというところがわかるようにお示しいただかないと変な誤解も生みますので、この財政フレームの毎年の資料の出し方、私は、平成28年度段階での資料と見比べていただいて、不足している部分は追加をして、これも経費比較表とあわせて次回までで結構ですから出し直していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

最後に、技術的対応のところですけども、突っ込んでお聞きしますが、私は柳泉園組合の役割として安全・安心であるということがまず第一だらうと。と同時に、安定的な運転、安定的な処理ということも軽視してはいけないと思っています。それで、かつてもありましたし、現在もあるかもしれませんが、その時その時にどういう工事をするべきか、あるいはその工事を先に送るべきかという技術的な判断というのが多分、委託事業者には日々求められているのだらうと思うのですね。それが適切であれば、安全・安心でかつ安定的な操業運転ができるという結果が得られるのだらうと思うのですが、仮にリスクはあるけれども、この工事は少し先に送らうという判断を委託事業者がしたときに、それが適切かどうかというチェック、これを私は柳泉園組合で適切にやっていただきたいなと思うのですが、これはチェックする仕組みになっているのでしょうか。チェックする権限はあるが、チェックしていないのか、チェックする仕組みになっていてチェックしているのか、

幾つかあると思うのですが、今言った点で安定的な運転。以前から、部品があったので事なきを得たけれども、手持ちの部品がなかったらストップしていたかもしれないみたいな事例も時々、1年に1回、2年に1回ぐらいのペースで、ヒヤリ・ハット事例で実際とまらなかったものの、かなり際どかったという例も過去あったように思いますので、そういうコミュニケーション、チェックという部類のものなのかどうかわかりませんが、そういう対応、点検をされているのかどうかお聞きします。

○総務課長（横山雄一） それでは、財政フレームの資料についてでございます。

こちらにつきましては大変申しわけございませんでした。当初出したもので担当課と調整いたしまして、次回以降出ささせていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） 今、御質問のチェックの関係でございますが、先ほど答弁で漏らしてしまったのですが、毎日朝礼の後、委託業者と技術職、BTやETも含めて毎朝いろいろ調整しております。そのほかに何かふぐあいな場所があったときには、委託業者が勝手に工事をするわけではなくて、うちの職員と調整しながら、これは先にやったほうがいいのか、後にやったほうがいいのかを常に協議しながら行っておりますので、向こうが勝手に判断して、それは後でよかったのではないのか、先にやってもらったほうがよかったということがないように、きちんと安心・安全に運転できるような対応をしております。

○3番（村山順次郎） 資料のほうはよろしく願います。

あとはチェックというか、協議という言葉でしたけれども、このところは具体的に私のほうから何か方向性を提案するところがあるわけではないのですけれども、結果的に柳泉園組合クリーンポートが安定的に操業運転できるということを確保するために、ぜひコミュニケーションをしっかりとりながら進めていっていただきたいなと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑のある方は。

○4番（後藤ゆう子） それでは、大きく3点お伺いいたします。

まず、1点目が歳入です。8、9ページにある資源回収物売払についてお尋ねいたします。アルミ、スチール、ペットボトル、それから古紙・布類等々、価格が備考に書いてあるのですけれども、大きくお伺いしたいのは、何年か前の施政方針でも資源物の売り払い量が不透明であるという記述もあったのですが、これも回収量からするとスチールとアルミの価格が随分違うようなのですが、全体的に今資源物の相場というか、そういうものが

どうなっているのかというのを伺いたします。

2点目が、11ページの電力売払なんですけれども、これは発電量とそれから買い取り価格の関係ですが、発電量がどうだったのか、また買い取り価格は昨年と同様だったのかという、電力売払に関してのこの1年のまとめみたいなものをお伺いたします。

それから、事務報告の10ページです。労働安全衛生委員会に関する事、これは恐らく従業員の方の労働安全のことなのかと思うのですが、少し細かいことなんですけれども、例えば4月12日のところに、「パトロール（工場棟屋上～5階）の指摘事項について」。偶数月にはパトロールの指摘事項についてというのが全部あるのですが、具体的に指摘事項というのはどのようなものなのか、それについて隔月でパトロールして翌月はどういうふうになっているので、この指摘事項について、もう少し詳しくお尋ねいたします。

以上3点、まずお願いいたします。

○資源推進課長（濱野和也） それでは、議員の第1点目の資源回収物について答弁させていただきます。

資源回収物の中で特に大きな割合を占めていますのが、アルミ缶、スチール缶、ペットボトルとなっております。決算書には平成29年度の年度における決算額が記されてございますが、これを例えば1年前の平成28年度と比較いたしますと、アルミ缶におきましては約1,700万円の増、スチール缶プレスにおきましては約350万円の増、ただし、ペットボトルにおきましては逆に380万円程度減となっております。この辺はあくまで年間の歳入額ではございますが、それぞれの項目、資源物におきましては、年4回ほど入札を実施しております。四半期ごと、3カ月に1回入札を行っております。その結果、平成29年度におきましては、アルミ缶プレスにおきましては価格が第1回目ということで4月からの契約になるわけですが、1回目から2回目にかけては額が減り、次が上がり、減りという形で、この辺は経済情勢などいろいろそのようなもので入札の価格が変わっているという気がいたします。次に、スチール缶プレスにおきましては、1回目から4回目におきましては、額がこれは徐々にではありますが、上がっております。ペットボトルにおきましては、1回目から2回目におきましては上昇しましたが、2回目、3回目以降は若干の数円単位でございますが、単価的には下がっているという形で、これはそのとき、結局1年間、年間契約をするのではなくて、そのときの社会情勢を見ながら、経済情勢を見ながらということで3カ月に1回の入札をして、現在に至っているところでございます。

○技術課長（佐藤元昭） 電力の関係でございますが、昨年度と比較いたしまして、発電

電力量に関しましてはほぼ一緒、1%ほど発電量はふえておるのですが、売り払い単価が平成26年をピークにだんだん下がっております。これは原発の関係でございまして、だんだん金額が下がってきておりまして、平成26年のピークと比べると単価として半額ぐらいに下がっているということで、平成29年度の売り払い金額に関してはこのような結果になったというものでございます。

○総務課長（横山雄一） 労働安全衛生委員会の指摘事項についてでございます。

昨年度において指摘事項は特にございませんでした。ただ、過去には指摘事項はございました。例えば、作業する通路に物が置いてあったりしたときですとか、整理整頓するようにとか、そのような安全衛生上何か問題がある点に関して、委員からの指摘を受けたことはございます。指摘を受けた場合なのですが、当組合として適切に対策を講じている状況でございます。

○4番（後藤ゆう子） 御答弁ありがとうございます。

資源回収物の売り払いのことはよくわかりました。社会情勢が変わることから、3カ月ごとの入札というのは私もそれでいいのかなと思っています。これは私の意見で、電力のこと、平成26年をピークに売り払い価格が半額になっているということもわかりました。

それで、お尋ねしたいのは、私はごみの減量に賛成の立場で、できるだけ減ればいいと思っているのですが、ごみの量が減ると当然ながら発電量も減って、生ごみなどの濡れたものを燃やすためにどんどん燃料を入れているのではないかという市民の方からの御指摘で、だからごみの量はあったほうがいいのかと言われることもあるのですが、実際に生ごみのような濡れたものとか、ごみ量が少なくなるときに燃焼させるのに何を使っているのかというのを市民の方にもわかりやすいように御説明いただきたいというのが1点です。

それと前後してしまっただけなのですが、ペットボトルの件なんですけれども、6月ぐらいから海洋マイクロプラスチックの問題が盛んに報道されるようになって、プラスチックのごみを減らしていこうという社会的な大きな広がりになっている中で、ペットボトルも減らしたほうがいいのかという声も大きいんですけれども、ストローも、ウミガメの鼻にストローが刺さっている映像が何度も流れることによって、プラスチックの使い捨てストローをやめようみたいな動きがあるのですが、同時に中国が国内のごみも多くなり、環境も破壊するということもあって、海外からプラスチックのごみをもう輸入しない、輸出させないということになって、ほかにも東南アジアでもそういう動きが広まっている中、

日本国内に多くのペットボトルを含むプラスチックごみがあるというところで、これからペットボトルなどのプラスチックのごみの処理に非常に費用がかかるのではないかと懸念もあるのですが、柳泉園ではこのペットボトルはどうなっているのかというのを、今まで何も考えていらっしやらないのかもしれないのですが、このペットボトルについてどういう見解を持っているのかということと、11ページにあるペットボトル有償入札拠出金、これは量で決まるのか、これもたまたまなのか、売り払い金額とほぼ同額なんですけれども、これというのはたくさん出せば入ってくるのか、これについてももう少し詳しく教えてください。

3点目の労働安全衛生委員会の指摘事項についてはわかりました。今年度はなくて、過去には作業通路に物があつたという指摘を受けて、適正に対応したということはわかりましたので、3点目に関しては結構ですので、2点御答弁よろしく願いいたします。

○議長（田中のりあき） 暫時休憩いたします。

午後 1時26分 休憩

午後 1時27分 再開

○議長（田中のりあき） 会議を再開いたします。

○技術課長（佐藤元昭） ただいま御質問がありました可燃ごみの量が減ったときということで、関係3市いろいろ努力をされて、ごみの減量化に取り組んでいるところでございます。ただ、発電だけを考えれば、やはりごみが多いほうが、通常は2炉運転しているところを3炉運転して売電するということでは効果はありますが、今3市が取り組んでいることに逆行することになります。

ごみが少ないときの対応なのですが、こちらは搬入されたごみをすぐ焼却炉の中には投入しないで、攪拌して積みかえをして、ごみをあけるピットというのがあるのですが、それをだまかに右と左に分けて、例えば今週は右のほうにごみを攪拌したものを積んで水を切らせる。それで、攪拌することによってごみの均一化が図れて、水分も抜けることによって安定した焼却にできるということで、おおよそピット内右左で3日から1週間程度積みかえをしながらごみを燃やしていくということで、通常ですとごみだけで焼却することができております。ただ、梅雨場ですとか夏場の水分の多いごみが多いときに関しましては、やはり全て助燃剤がなく燃やせるかということとそういうことはありません。たまに都市ガスを使用して、燃焼状態を保ってダイオキシン類の抑制をするために、焼却炉内

850度C以上を保てるような運転をしているというのが現状でございます。

○資源推進課長（濱野和也） ペットボトルに関してなのですが、実際、ペットボトルは関係3市で資源物ということで回収をいたしまして、柳泉園組合に搬入されます。リサイクルセンターでは搬入されましたペットボトルから夾雑物、要は資源化できないものを取り除いた後にプレスした後、契約業者に売り払いをしているという状況でございます。ですので、柳泉園としては中間処理施設ですので、搬入されたそのようなペットボトルを適正に処理をするという役割であるため、量的なものは今後、関係市のほうで何らかの対応をしていただくことになるのかなという感じがいたします。

それと、決算書に載っていますペットボトル有償入札拠出金等ということなのですが、これは午前中のときに容器包装リサイクル協会という言葉が出ましたが、そこに一部搬出をしております。大体全体の10%ぐらいを搬出することによって、協会が入札等をして業者を決めた後、年3回ほどに分けて柳泉園組合の歳入ということで金額が出てきます。ですので、それはあくまで法人対応ということで協会が入札をして、それで最終的に契約をして、年間これだけの金額が柳泉園に入りますという報告でこちらの計算額に計上されてございます。もう1つの残りの90%に関しましては柳泉園組合で、先ほど申し上げましたが年4回入札を行いまして、その金額の計上がこちらの決算書に記載されているという状況になってございます。

○4番（後藤ゆう子） 御答弁ありがとうございました。

ペットボトルは各市で回収しているということで、柳泉園としては適正処理をするということになりました。では、これはまた市議会のほうでも問題提起させていただきたいと思います。

それから、大体は適正にそうやってピット内で分けていただいて、水気を切っていることで普通に焼却できるということがわかりました。市民の方では結構な人数の方が、ごみの量が減ったり水分が多いごみは、重油を入れて燃やしているのだということをおっしゃっているのを聞くことがあるのですけれども、柳泉園では梅雨どきに都市ガスを使って適正な高温に保つということがわかりましたので、これで質問を終わります。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

○7番（深沢まさ子） 大きく分けて2点お伺いしたいのですが、1点は決算書の1ページのところで、歳入予算現額と歳入決算額を比較しますと、増加傾向になっているのです

ね。先ほどからの説明をお聞きしていると、ごみ処理手数料だとか資源売り払いの関係で増要因になっているということですが、これはごみの搬入量が増加しているということなんでしょうか。どのように分析をされているのかを1点お伺いしたいのと、あともう1つは起債の関係なのですが、先ほど公債費のところでは平成13年度の起債の部分で完済があったことが公債費の減額要因の主なものだというお話がありましたけれども、償還表が財産に関する調書のところで58ページに出ておりますけれども、これでいきますとまだ償還が終了していない起債の部分が残っているわけですが、今後リサイクルセンターの老朽化も相まって大規模改修などをしていく際に、今回も決算の剰余の部分は環境整備基金のほうにも積み立てをして今後に備えていくということにもなっていくんだと思うのですが、この基金の積み立てとの関係でこのリサイクルセンターなどの今後の改修についての起債の充当をどのように考えているのか、今後、この起債率との関係で減少傾向にあるのか、また基金との積み立てということにも関連すると思うのですが、一定程度、今後その補修が必要になった時点で、ある程度の起債も起こしてやっていくという見通しを持っているのか、その点について2点お伺いしたいと思います。

○総務課長（横山雄一） まず1点目、歳入決算額の増加についてでございます。

予算額に比べて増加しているところでございますが、その主な内容につきましては、ごみ処理手数料の増加及び諸収入の資源回収物、回収鉄、電力売り払いの増加が主な要因となっております。

2点目の起債充当に関連してなのですが、現在では起債の償還が平成34年度には全て終わる予定となっております。ただ、今後、粗大ごみ処理施設、リサイクルセンターなど更新の時期がいずれやってまいりますので、そうしたときには起債で対応できるものは起債、補助金で対応できる財源を見つけまして、なるべく一般財源を使わないようにしていきたいというところで、基金等もなるべく多く今後積んでいければと思っております。

○7番（深沢まさ子） ごみ処理手数料の増加が歳入の要因だということは、先ほどから説明をいただいているのですが、それが結果的にはごみ搬入量が増えているのかどうかという分析をされているのかどうかということをお聞きしたかったのですが、事務報告書の中でも18ページ、19ページのところで、ごみ処理状況などが平成28年と29年の比較であるわけですが、全体的に見ますと29ページのところには可燃ごみの搬入量の推移というのもあって、平成20年から29年までの比較も出ており、可燃ごみに関しては、減少傾向にあるのかなとは思いますが、不燃ごみについては横ばい、あるいは平成

28年と29年を比較すると若干増傾向になっているようにも統計から見られるわけですが、不燃ごみのほうがふえているということにも関係しているのかもしれないのですが、搬入量の総量のところで公車・私車という形で統計別にも出ているのですが、清瀬市を例にとってみますと、私車の搬入が人口の割合からすると、平成28年度と29年度を比較しても14.6%と結構増傾向にあるかなと思っているのですね、総量の関係で。この辺が不燃ごみが増加傾向にある要因にもなっているのかなという感じもしているのですが、ひいてはなかなか分別が徹底されていなくて、本来は資源で排出できるものが不燃ごみという形で一緒くたになって搬入をされている傾向があるのか、その辺について、私車の搬入もここ近年ふえてきている状況にあるのかどうかも含めて、分析があればぜひ御答弁いただきたいと思います。

起債についての考え方はわかりました。今後、さまざまな補修など出てくるかと思えますけれども、活用できる補助金があるようでしたらそれは活用していただいて、計画的な基金の積み立てというのにも必要だと思いますけれども、税金ですから収入でいただいたものについては極力積み立てるといって、一定の積み立てがやはり必要だとは思いますが、そこは何か積み立てるといって、適正に積み立ても行いながら補助金も活用して、次世代の後年度負担ということも考えて、公債費比率との関係も見ながら、適切な起債を起こしていただきたいと思しますので、これは要望です。

○総務課長（横山雄一） それでは、まず最初に、ごみ処理手数料の関係なのですが、こちらにつきましては私車から取っているごみ処理手数料になりますので、先ほど事務報告書をごらんいただいていたかと思うのですが、全体的な量は減っているのですが、私車はかなりふえている傾向になってございます。その関係で当初予算を立てたよりも、実際、最終的には私車のごみ処理手数料が増額となったことが要因となっております。

○資源推進課長（濱野和也） こちらの事務報告にあります搬入量（総量）というところには、公車・私車とございますが、この私車という言い方なんです、2つに分けることができます。というのは、事業系ですね、会社関係の私車という言い方もございますし、それぞれの御自宅から出たごみを直接自家用車を使ったり、レンタカーを使ってごみを持ち込む一般市民の方もいらっしゃいます。そのような場合も私車という言い方をしていますので、この私車には今の2種類のごみの持ち込みということで数字が計上されているわけなのですが、その中で総量に関しては、可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみということで記載されてございます。可燃ごみに関しましては、これは事業系の可燃ごみも私車という名

称の中に数字として記載されてございます。ですが、逆に不燃ごみと粗大ごみの私車というのは、先ほど2種類ほど持ち込みの方法があると申し上げましたが、あくまで一般市民の方が持ち込んだごみの量ということで、事業系、会社関係の不燃及び粗大ごみの搬入は、この数字には入ってございません。持ち込みはできないということですので、御理解いただければと思います。

○7番（深沢まさ子） 可燃ごみの私車のところには事業系のごみも入っているということでしたけれども、ということは社会情勢が景気が回復していると私は思っていないのですが、そういう傾向になるとやはりごみもふえる傾向があるということも言われている中で、一般の御家庭というよりは、可燃ごみは事業系のごみのほうがふえているという分析をされているということでしょうか。粗大ごみと不燃ごみについては、私車の場合については一般家庭のごみ、一般家庭からの排出量という状況になっているというお話でしたけれども、柳泉園に持ち込みをできるということが周知されており、排出が市民の皆さんにとって利便があるという中で、一定進むということもよいことかもしれないのですが、本来リサイクルできるようなものまで持ち込みが簡単にできるからという状況の中でごみがふえていくというのは本末転倒かなという感じもいたしますので、その辺は私車での搬入がどの程度、どのようなものがふえているのかということも分析をしていただいた上で、ごみの排出量を抑制していくという資源化の取り組みも環境面からというところでも進めていただきたいと思いますので、これについては今後も分析をしていただいて、各行政区のところでも分別を徹底していただくということも含めて周知をしていただければと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもちまして議案第9号、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定の質疑を終結いたします。

これより議案第9号、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定に対する討論をお受けいたします。討論はほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもちまして討論を終結いたします。

これより議案第9号、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定を採決いたします。

原案のとおり認定することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手全員であります。よって、議案第9号、平成29年度柳泉園組合一般会計歳入歳出決算認定は、原案のとおり認定をされました。

○議長（田中のりあき） 次に、「日程第7、報告第2号、継続費精算報告書について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 報告第2号、継続費精算報告書について御説明申し上げます。

本報告は、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、継続年度が終了いたしましたので報告するものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、よろしく御願い申し上げます。

○議長（田中のりあき） 補足説明を求めます。

○総務課長（横山雄一） それでは、補足説明を申し上げます。

1枚おめくりいただいて、継続費精算報告書をごらんください。

こちらは3カ年の継続費で行ってございましたクリーンポートプラント制御用電算システム整備工事が終了いたしましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定により、議会に報告するものでございます。当初予定の全体計画どおり実施され、実績も同額となっております。無事、工事は完了しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（田中のりあき） 以上で提案理由及び説明が終わりました。

これより質疑をお受けいたします。質疑はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 質疑はないようですので、以上をもちまして報告第2号、継続費精算報告書についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。議長のもとに陳情1件を受理しております。この際、日程を追加し、陳情を廃棄物等処理問題特別委員会に付託することと決したいと思っておりますが、これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、廃棄物等処理問題特別委員会

に付託することに決しました。

○議長（田中のりあき） 「追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件及び追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を新たに議題に加えます。これに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。

追加日程第1、廃棄物等処理問題特別委員会付託の件、陳情第6号「クリーンポート長期包括運営管理事業について、大規模改修の必要性、調査確認をどのように行ったのか、工事内容に基づく工事代金の予算立てを明らかにすることを求める陳情」を議題といたします。

お諮りいたします。ただいまの陳情第6号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 御異議なしと認めます。よって、陳情第6号につきましては、廃棄物等処理問題特別委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩といたします。

午後 1時49分 休憩

午後 2時20分 再開

○議長（田中のりあき） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（田中のりあき） 「追加日程第2、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

陳情第6号、クリーンポート長期包括運営管理事業について、大規模改修の必要性、調査確認をどのように行ったのか、工事内容に基づく工事代金の予算立てを明らかにすることを求める陳情について、委員長の報告を求めます。

○委員長（小山實） 議長より指名がありましたので、廃棄物等処理問題特別委員会報告をいたします。

付託されました陳情第6号、クリーンポート長期包括運営管理事業について、大規模改

修の必要性、調査確認をどのように行ったのか、工事内容に基づく工事代金の予算立てを明らかにすることを求める陳情については、慎重に審査をした結果、賛成なしで不採択となりました。

以上で廃棄物等処理問題特別委員会の審査報告を終わります。

○議長（田中のりあき） 報告が終わりました。

それでは、陳情第6号、クリーンポート長期包括運営管理事業について、大規模改修の必要性、調査確認をどのように行ったのか、工事内容に基づく工事代金の予算立てを明らかにすることを求める陳情を議題といたします。

これより陳情第6号に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。討論につきましては、委員長報告は不採択でありますので、まず、本陳情を不採択とすることに反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 次に、原案に賛成の方の討論をお受けいたします。

○7番（深沢まさ子） 陳情第6号、クリーンポート長期包括運営管理事業について、大規模改修の必要性、調査確認をどのように行ったのか、工事内容に基づく工事代金の予算立てを明らかにすることを求める陳情を不採択とすることに賛成の立場から討論を行います。

先ほどからの廃棄物等処理問題特別委員会での審議を通じて、陳情者が提出をしている3点の項目、工事の必要性の調査、調査を踏まえた工事内容の特定、工事内容を踏まえた計画予算の策定が行われていない中で長期包括契約が行われたのではないかという懸念がある、これについて明らかにしてほしいという趣旨の陳情については、平成25年2月、第1回定例会で、大規模改修の必要性を検討するということが議会の中で提示され、その後、平成26年11月の第4回定例会で、15年をめどにクリーンポートについては延命化をし、30年程度延長する。そして、その施設更新と比べて経費がかからない包括的な契約として、現焼却炉を稼働しながらの大規模改修を行うこととしたいという趣旨の議題が、定例会の中でも議論がされたということが確認できました。そして、平成28年第3回定例会では、工事の内訳を要求水準書という形で提示もあり、財政的なメリットがあるということで、長期包括運営管理業務については包括委託をしていくという審議が行われ

たという中で、陳情者が提出をしている趣旨の理由の3点については、この間の定例議会の中身も見ましても、この工事内容が必要だということは明らかになりましたので、これについては賛成をしかねると思います。

ただ、市民に対しての説明責任という形では、この間、柳泉園組合としても御努力をし、りゅうせんえんニュースとして昨年の7月号で特別号として周知、広報をしているわけですが、これに限らず、今後の進捗状況も含めて、市民の方に対して適切な形でホームページ、りゅうせんえんニュース、また来庁した際に市民に対して丁寧な説明責任を果たしていくこと、そして、開示のできる資料については市民に開示をしていくということもあわせて要望をさせていただいて、討論としたいと思います。

○議長（田中のりあき） ほかに討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（田中のりあき） 以上をもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。陳情第6号、クリーンポート長期包括運営管理事業について、大規模改修の必要性、調査確認をどのように行ったのか、工事内容に基づく工事代金の予算立てを明らかにすることを求める陳情について、委員長報告は不採択でございます。本陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（田中のりあき） 挙手なしでございます。よって、陳情第6号、クリーンポート長期包括運営管理事業について、大規模改修の必要性、調査確認をどのように行ったのか、工事内容に基づく工事代金の予算立てを明らかにすることを求める陳情は不採択とすることに決しました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これをもちまして平成30年第4回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 2時27分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 田 中 のりあき

議 員 佐 藤 一 郎

議 員 村 山 順次郎